

第 186 回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 3 月 2 日（水） 14 時 00 分～14 時 40 分
- 2 場 所 山形県庁 15 階 1502 会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 青柳委員、阿部委員、板垣委員、柴田委員、津藤委員、吉田委員、坂本[小
椋]委員、稲田[高野]委員、田中[澤村]委員、佐藤（正）[岡田]委員、石
黒委員、遠藤委員、星川委員、矢吹委員、吉村委員、八鍬委員
[]：第 2 号委員代理出席者

16 名

欠席委員 伊藤委員、渡邊（享）委員、渡辺（理）委員、平井委員、佐藤（孝）委
員、原田委員、鈴木（善）委員

7 名

- 5 事務局報告 本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。

6 議 事

（1）会長選挙

（渋江課長補佐）

本審議会の会長は、山形県都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、学識経
験者の委員のうちから、委員の選挙によって定めることとされておりますが、学識経
験者の委員の改選に伴い、ただ今、会長が不在となっております。

つきましては、新会長の選出のため仮議長の選任が必要となりますが、仮議長の選
出につきましては、事務局に御一任いただいでよろしいでしょうか。

御異議がないようでございますので、仮議長を指名させていただきます。

阿部委員、お願いいたします。

（仮議長）

ただいま御指名いただきました阿部でございます。

それでは、本日の審議会は、公開といたします。

会長を選出するまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長を学識経験者の委員のうちから、委員の選挙により定めることとなりますが、選挙はどのような方法で行えばよろしいでしょうか。

(「仮議長一任」の声)

(仮議長)

仮議長一任の御発言がありますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(仮議長)

御異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、選挙の方法は「指名推選」により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

(仮議長)

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定しました。指名は、私の方から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(仮議長)

異議なしと認めます。それでは私から会長を指名させていただきます。
会長に吉田委員を指名いたします。
ただいまの指名に対し、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

(仮議長)

異議なしと認めます。
よって、吉田委員が会長に選出されました。皆様の御協力、誠にありがとうございます。

ました。

(渋江課長補佐)

それでは、山形県都市計画審議会条例第6条第2項により、吉田会長、議長をお願いいたします。

(議長)

ただいま皆様からの御指名によりまして、会長に選出されました吉田でございます。皆様の御協力をいただきまして、職責を果たして参りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(2)知事説明・審議

(議長)

それでは、議事を続けます。

まず初めに、会長の職務代理者についてですが、山形県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長の職務代理者は会長の指名によることとされておりますので、私から指名いたします。

会長の職務代理者は、青柳委員をお願いいたします。

次に、本日の議事録署名委員2名を私から指名いたします。青柳紀子委員、柴田桂委員、以上の両委員をお願いいたします。

今回、知事より本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり、1案件でございます。

付議事項について当局の説明をお願いいたします。

(早坂整備推進監)

県土整備部 整備推進監の早坂と申します。

本日は、委員の皆様方には、ご多用のところを御出席下さいまして、誠にありがとうございます。本来、知事をご説明申し上げるところですが、公務が重なりましたため、代わって、私から、付議案件の概要を説明させていただきます。

本日、ご審議頂きますのは、議第1号「酒田都市計画道路の変更」の1件でございます。

この案件は、日本海沿岸東北自動車道の一部として、国土交通省さんが、現在、整備を進めております、都市計画道路名でいう1・3・2酒田遊佐線という道路の変更になります。遊佐町は、国道7号の沿線で経営しております道の駅「鳥海」を、日本海沿岸東北自動車道の近傍に移転する予定をしておりますが、この新しい道の駅に連結させるための都市計画道路の変更でございます。

詳細につきましては、のちほど、担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。私からは以上です。

(議 長)

それでは、審議に移ります。議第1号「酒田都市計画道路の変更」について事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により都市計画課大沼課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいま説明のあった案件について、御意見、御質疑はございませんか。

(星川委員)

ただいま御説明いただいた通りで私も理解しております。その中で、一番重要なところは、当初の案から今の案に変わったというところなのですが、この辺に関して詳しく御説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

当初の都市計画決定の時点では、道の駅の計画はございませんでした。

その後、平成27年度に遊佐町の方で道の駅を設置するという計画が浮上いたしました。その際、インターチェンジの位置が都市計画道路の海側で計画されておりましたが、それでは、鳥海山の眺望がよく見えないということで、道の駅を利用する方から鳥海山の眺望を楽しんで頂けるように、道の駅は都市計画道路の鳥海山側に設置する計画になりました。

これを受けまして、道路管理者と遊佐町が協議を行い、それが整ったことから、この度、変更が生じたもので、本日の審議に至ったという次第でございます。

(星川委員)

当初からこうあれば良かったかなと思うのですが、途中からすごく良い方向で動いてきたというところでしょうか。参考資料に遊佐町のパーキングエリアタウン基本計画が載っていますが、このように、鳥海山をバックにしたパーキングエリアを整備し、素晴らしい眺望に恵まれた立地になるということですので、全国的に有名になることを期待します。

(議 長)

ただ今、星川委員よりお話がありましたが、参考資料の遊佐パーキングエリアタウン基本計画について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

参考資料ということでお配りしております、遊佐パーキングエリアタウン基本計画について、簡単に御説明させていただきます。

お配りしているものは抜粋版ということで、今回の都市計画道路の変更に係る部分だけ抜粋させていただいております、実際公表されているものは、もう少しボリュームの多いものになっております。

この遊佐パーキングエリアタウン基本計画は、無料の高速道路の整備に併せて道の駅を高速道路沿線に整備し、地域振興に寄与することを目的に遊佐町が策定したものでございます。

これ自体はまだ方向性を示すものとなっております、これから事業を進めていくにあたっての具体的な施設等については遊佐町の方で検討中と聞いておりますけれども、道の駅の基本的な機能である休憩機能、産地直売等の地域振興機能などは基本的には設けると聞いております。また、その他防災、エネルギー関係機能等も検討していると聞いております。

(議長)

他に御質問ありますでしょうか。

(吉村委員)

遊佐パーキングエリアタウン基本計画の5ページに、「ICの東側へ設置する方向で検討します」とあり、その後に「ICの東側については一部埋蔵文化財の包蔵地に隣接していることから、試掘調査を行いその結果も考慮した上で決定します。」と書いてありますが、このハードルはクリアされたという認識でよろしいのでしょうか。

(事務局)

まだクリアはされておられません。

遊佐町から聞いているところによりますと、道の駅の用地買収対象地に埋蔵文化財包蔵地があり、用地買収後に埋蔵文化財の試掘調査を行いまして、試掘の結果、貴重な文化財が発見されれば、追加の本調査を行うというふうに聞いております。

ちなみに、都市計画道路の本線部分、日本海沿岸東北自動車道におきましても、試掘の調査を過去に行っておりますが、貴重な文化財が発見されたということはございませんので、本調査には至っておりません。

(吉村委員)

都市計画道路の変更とは別に、遊佐パーキングエリアタウン基本計画の中での変更はあるかもしれないという認識なののでしょうか。

(事務局)

都市計画決定の変更については、今回、御可決いただければ、その後の変更は予定

しておりません。あくまで、埋蔵文化財の調査において、貴重なものが出れば追加の調査を行うということでございまして、都市計画決定とはまた別のものとなります。

(議長)

他に御意見ありますでしょうか。

(遠藤委員)

計画されている道の駅では、今流行りのETC2.0 を使ったの、いわゆる「賢い料金」対象の道の駅になるのでしょうか。その辺について、わかる範囲でお願いします。

(事務局)

ただいまのETC2.0 に関してですが、この区間は無料区間なものですから関係はございません。

(議長)

他に御質問、御意見があればご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(石黒委員)

パーキングエリアタウン構想を遊佐町で始めた頃に、11年前の東日本大震災の教訓から、防災の拠点にしていこうではないかという議論があったはずなのですが、それらも含めて眺望を重視するために、反対側という位置に変更後も、そうしたことに大きな影響はなく、防災拠点としての役割もしっかりと担っていくことができるという結果、ととらえてよろしいですかね。そのあたり、相当力をいれて議論をしてきた経過があったように思うので、わかる範囲でお願いします。

(議長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

眺望を重視して道の駅の設置位置が鳥海山側と決められておりますけれども、その、道の駅の検討会におきましては、防災・減災・農業振興、それから、情報発信、地域振興と様々な課題に対応することができるような施設にしていくということで構想がまとめられておりますので、防災機能につきましても遊佐町のほうで十分に検討されていると理解しております。

(石黒委員)

11年前の東日本大震災で高速道路等の交通網が大変な状況になったことを受けて、それらを教訓にしての、新しいタイプの高速道路に附属するエリアになっていくというふうに思います。

そうした日本全国に誇れるようなパーキングができることを祈っております。

(議 長)

他に御意見ありますでしょうか。

(議 長)

質疑がないようですので、これより、採決いたします。

本日の審議会における表決は、挙手の方法により行いたいと思います。

議第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございますので、本案については原案のとおり可決いたします。

以上をもちまして、知事より本審議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしますと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、終始慎重なご審議をありがとうございました。これをもちまして、本日の審議を終了いたします。

(終了 14時40分)

令和4年3月2日